

## 吹田市委託業務等の入札に係る関係事項の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における委託業務、物品購入、製造の請負、修繕及び賃貸借（以下「委託業務等」という。）の入札制度の改善に資するため、別に定めるもののほか、入札に関する事項を公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲)

第2条 競争入札を行う契約のうち、入札に関する事項を公表する契約は、本市が発注する委託業務等であって入札予定価格が4,000,000円以上のものとする。ただし、市長が特に定めるものを除く。

(公表事項)

第3条 この要領により公表する事項は、入札に関する事項のうち、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札日
- (2) 入札に参加した者（指名競争入札の場合にあっては、指名した者）の商号又は名称
- (3) 契約の内容とすべき事項であって、次に掲げるもの
  - ア 件名
  - イ 場所又は納入場所
  - ウ 期間又は納入期限
- (4) 入札予定価格（次条第1項の規定により公表する場合にあっては、落札者がなかった場合を除く。）
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額（落札者がなかった場合において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったときについては、入札金額及び見積金額）
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (7) 落札者がなかった場合、又は落札者がなかった場合において令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったときは、その旨
- (8) 次に掲げる契約の内容
  - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - イ 契約金額

(公表時期)

第4条 市長は、次に定める時期に、前条各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 落札者があったとき 落札者の決定後速やかに公表する。
- (2) 落札者がなかった場合において令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったとき 契約締結後速やかに公表する。
- (3) (1) 及び (2) 以外のとき 入札執行後速やかに公表する。

2 前項の規定にかかわらず、吹田市委託業務等総合評価競争入札試行実施要領（平成25年6月10日施行）第1条に規定する総合評価競争入札に係る入札予定価格については、入札執行前に公表し、又は入札参加申請者に対し明らかにすることができる。

(公表の方法及び期限)

第5条 前条第1項の規定による公表は、当該契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及びホームページにおいて、当該年度の翌年度の末日まで閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前条第2項の規定による公表は、入札の実施に係る公告により行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、入札に関する事項の公表に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成27年3月4日から施行し、平成27年4月1日以後に締結する契約から適用する。

(吹田市物品購入等の入札に係る関係事項の公表に関する要領の廃止)

- 2 吹田市物品購入等の入札に係る関係事項の公表に関する要領(平成25年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。